

令和3年3月

駐車場を共有する2棟以上の集客施設の取扱いについて

愛知県建築局建築指導課

駐車場を共有する2棟以上の集客施設については、下記のとおり取扱うこととします。

記

店舗等の集客施設における用途規制上の床面積は、ショッピングモールのように複数棟建築する場合であって、例えば2棟以上の商業施設が駐車場等の施設（青空駐車場を含む）を共有することにより一体的な利用がされる場合等、個別の事案の利用形態等からみて用途上不可分の関係にある場合には、これら2以上の建築物の床面積の合計により判断する。

用途上可分・不可分の判断は、建築物の用途面における機能上の関連性等の観点から、個別事案ごとに総合的に判断することとなるが、判断要素としては、管理形態の一体性、建築物相互の回遊性・連絡性、駐車場から各建築物への動線計画の連続性等の有無が考えられる。

なお、物理的に分割されていることにより一団の土地と認めがたい2以上の土地については、用途上可分・不可分の判断によらず、別敷地とみなす。